

第3章関係 修正箇所新旧対照表

(平成23年7月21日現在)

体系	項の名称	現行（第2回事務局案）	改正案
第3章 第1節 第1項	健康づくり の充実	<p>(1) 現況と課題</p> <p>～略～</p> <p>○疾病全体に占める、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病など、生活習慣に起因した疾病が増加し、これにともなう要介護者等の増加も深刻な問題となっています。保健事業の実施により生活習慣を改善し、一人ひとりが継続して健康づくりに取り組むよう支援する必要があります。</p> <p>○<u>心の健康（メンタルヘルス）は、個人の身体状況や職場、家庭、対人関係など、様々な状況が影響をもたらすため、心身の疲労等をためずに、睡眠や休養を早め</u><u>に取ることが重要です。</u>現代の社会状況を反映しているうつ病等については、誰もがかかる可能性があるため、「<u>はやめに休養・はやめに相談・はやめに受診</u>」など、周囲の理解と見守りが大切となっています。</p> <p>○ライフステージにそった各種健（検）診事業を対象者の性質、内容等について精査し、集団健（検）診や個別健（検）診と手段を組み合わせながら、対象者が受診しやすくなるよう努めています。</p> <p>～略～</p>	<p>(1) 現況と課題</p> <p>～略～</p> <p>○疾病全体に占める、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病など、生活習慣に起因した疾病が増加し、これにともなう要介護者等の増加も深刻な問題となっています。保健事業の実施により生活習慣を改善し、一人ひとりが継続して健康づくりに取り組むよう支援する必要があります。</p> <p>○<u>こころの健康（メンタルヘルス）は、個人の資質や能力の他に、身体状況や社会経済状況、住居や職場の環境、対人関係など多くの要因が影響し、なかでも身体</u><u>の状態とこころは相互に強く関係しています。</u><u>ストレスが多い</u>現代の社会状況を反映しているうつ病等については、誰もがかかる可能性があるため、<u>うつ病等</u><u>こころの病を予防するために、ストレスに気づき、上手につきあう方法を身につけるとともに、「早めに休養・早めに相談・早めに受診</u>」など、周囲の理解と見守りが大切となっています。</p> <p>○ライフステージにそった各種健（検）診事業を対象者の性質、内容等について精査し、集団健（検）診や個別健（検）診と手段を組み合わせながら、対象者が受診しやすくなるよう努めています。</p> <p>～略～</p>

第3章関係 修正箇所新旧対照表

(平成23年7月21日現在)

体系	項の名称	現行 (第2回事務局案)	改正案
<p>第3章 第3節 第5項</p>	<p>町民相談の 推進</p>	<p>(1) 現況と課題</p> <p>～略～</p> <p>○年間の自殺者数が3万人を超える厳しい状況の中、国ではさまざまな悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開を目指しています。自殺を個人的な問題に帰するのではなく、社会的な取り組みが必要です。</p>	<p>(1) 現況と課題</p> <p>～略～</p> <p>○年間の自殺者数が3万人を超える厳しい状況の中、国ではさまざまな悩みや問題を抱えた人々に届く「当事者本位」の施策の展開を目指しています。自殺を個人的な問題に帰するのではなく、<u>制度・慣行の見直しや相談・支援体制の整備など</u>、社会的な取り組みが必要です。</p> <p>○<u>成果主義の導入や終身雇用制の見直し、リストラなどによる人員減など、労働者が仕事に関して感じるストレスや不安を原因としてこころの病を発症したり、あるいは自殺したとして労災認定が行われる事案が近年増加しており、より積極的にこころの健康(メンタルヘルス)の保持・増進を図ることが重要な課題となっています。</u></p>

第3章関係 修正箇所新旧対照表

(平成23年7月21日現在)

体系	項の名称	現行（第2回事務局案）	改正案
第3章 第3節 第5項	町民相談の 推進	<p>(4) 施策の方向</p> <p>◆相談活動の充実</p> <p>～略～</p> <p>・自殺は健康問題、家庭問題、経済・生活問題など様々な要因が複雑に絡み合っていることが多いため、救済制度や各種相談窓口の情報提供を行うとともに、国や県、近隣自治体等と協力して相談体制の充実を図ります。また、自殺対策についての知識の向上や気づき、見守りの大切さについて理解を深めるため、啓発の充実を図ります。</p>	<p>(4) 施策の方向</p> <p>◆相談活動の充実</p> <p>～略～</p> <p>・自殺やその原因となることが多いところの病は、健康問題、家庭問題、経済・生活問題などさまざまな要因が複雑に絡み合っていることが多いため、<u>適切な対応がとれるよう庁内の各窓口相互の連携を図るとともに、国や県、近隣自治体等と協力しながら、救済制度や各種相談窓口の情報提供等を行います。</u></p> <p>・<u>自殺やこころの病に関する知識の向上や問題を抱える人への気づきや見守りの大切さ等についての理解を深めるため、国や県、近隣自治体等と協力しながら啓発を図ります。</u></p>